

届出保育施設立入調査結果(作成日 令和2年10月21日)

施設名	キッズランドマザーグース
設置者、設置者法人番号	大嶋 徳恵
立入調査実施日	令和2年7月27日

指摘事項

指摘内容		改善状況
消防用設備について	以下の不備を現認したため、所管の消防署（姫路東消防署）に確認した上で、場合によっては、建物の管理者と協議し、消防用設備の点検を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・2014年製造の消火器を設置しているが、法令上必要な点検が行われていないので、点検を行うこと。 ・誘導灯の点灯に不具合があるため、同様に点検を行うこと。 	一部改善済
保育室の採光について	南側の保育室に採光に有効な開口部がないので、窓等の開口部を設けること。	改善予定

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容		改善状況
施設及びサービスに関する内容の掲示について	施設内に掲示している施設及びサービスに関する情報について、以下の項目の記載がないので、記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 	改善済
サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について	サービス利用者に対して、その契約内容を書面で交付すべき法定事項のうち、以下の項目に不備があるので、漏れなく記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名及び住所 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 	改善済
保育室の安全確保について	安全確保の観点から以下の改善をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室内に固定されていないテレビが置いてあり、背高棚に固定されていない荷物（保育用品等）が保管されていたため、地震等に備えたテレビ及び背高棚の転倒、荷物の転落防止対策を講じること。 ・午睡中の保育室は、子どもの顔色が確認できる明るさを確保すること。 	改善済
消火訓練について	避難訓練は毎月実施されているが、消火訓練を実施していない月（令和2年5月）があった。避難及び消火訓練は毎月実施すること。	改善予定

<p>秘密保持について</p>	<p>以下の措置が確認できなかったため、対応すること。 ・管理者、職員（離職含む）は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしてはならないため、秘密保持のための措置として、職員から個人情報の保護に関する誓約書等の提出を受ける等、必要な措置を講じること。 ・小学校等他の機関に子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。</p>	<p>一部改善済</p>
<p>労働契約書等の労働条件の明示について</p>	<p>職員の雇用時に労働契約書、労働条件通知書等を交付していなかった。職員の雇用にあたり、労働基準法等に基づき、以下の労働条件を明示すること。 ・労働契約の期間に関する事項 ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ・賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項 ※短時間勤務職員に対しては以下も必要 ・昇給の有無 ・退職手当の有無 ・賞与の有無 ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	<p>改善済</p>
<p>保育従事者の専門性の向上について</p>	<p>職員に対する研修が未実施であり、保育所保育指針の周知もされていない。保育所保育指針を園に備え、内容を理解させる機会を設けるなど、施設内外の研修への参加及び情報共有等により、保育従事者の人間性と専門性の向上に努めること。</p>	<p>改善予定</p>
<p>乳幼児の健康診断について</p>	<p>入園児に母子手帳の写しを受領しているが、1年に2回の健康診断が実施されていない。概ね6か月毎に健康診断を受けられるように健康診断を実施すること。直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の写しを提出させること。</p>	<p>改善予定</p>
<p>救命措置の訓練について</p>	<p>職員に対する救命措置の訓練が実施されていない。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。</p>	<p>改善予定</p>
<p>職員の健康診断について</p>	<p>職員の定期健康診断について、健康診断の項目に漏れがある。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員の採用時健康診断と定期健康診断を実施すること。（既往歴病歴、自覚多覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力、聴力、胸部X線、血圧、血液検査、尿、心電図 ※定期健康診断のみ、血液検査、心電図、腹囲は40歳未満の者（35歳は除く）は医師の判断で省略可）</p>	<p>改善予定</p>